

輪島市新交通ネットワーク計画

平成 27 年 3 月

輪 島 市

輪島市新交通ネットワーク計画

目次

序章	はじめに	1
序-1	計画策定の背景と目的	1
序-2	本計画の位置づけ	2
序-3	計画の全体構成	3
第1章	輪島市の公共交通の現状	4
1-1	輪島市の概況	4
1-2	上位・関連計画	9
1-3	公共交通の現況	13
第2章	市民の利用意向（アンケート調査）	26
2-1	調査概要	26
2-2	調査結果	28
第3章	新交通ネットワーク構築の課題	34
3-1	公共交通の現状評価	34
3-2	新交通ネットワーク構築の問題点・課題	37
第4章	公共交通整備の基本的な考え方	41
4-1	基本理念・目標	41
4-2	公共交通施策の体系	45
4-3	主要施策と重点施策	48
第5章	事業の推進に向けて	74
5-1	施策の推進体制	74
5-2	事業スケジュール	77

序章 はじめに

序-1 計画策定の背景と目的

本市は、少子高齢化やマイカー普及率増加、のと鉄道の廃線など、社会情勢の変化により、市内外を連絡する公共交通需要への対応や公共交通空白地の解消、さらには増大する財政負担への対応が急務となっています。

こうした中、本市では、市民ひとり一人が安全・快適で便利に暮らせる公共交通ネットワークの確立が喫緊の課題であることを認識し、公共交通を移動手段の確保や環境負荷の低減として捉えるだけでなく、社会資本の一つとして位置付けます。

平成 25 年度には交通政策基本法^{*1}が策定されました。その内容に基づき「地方公共団体の責務」として輪島市新交通ネットワーク計画を策定することとします。その際、「国民等の役割」も踏まえて市民の合意形成を図り、都市としての快適性や利便性の向上を関係者が一体となって展開する必要があると考えています。

本計画は、「輪島市新交通ネットワーク計画策定のための会議」を組織し、市民、関係団体、企業等、交通事業者、行政といった関係する全ての主体にとって、公共交通が将来にわたり持続可能なものとするため、望ましい将来像と諸施策をとりまとめます。

^{*1} 交通政策基本法（平成 25 年 11 月 1 日閣議決定）

〔概要〕

（1）基本理念等

国民等の交通に対する基本的ニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携、連携等による施策の推進、交通の安全の確保といった交通に関する基本理念等を定めることとする。

（2）責務等

交通に関する施策について、その基本理念を定め、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民等の責務等を明らかにすることとする。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（交通関連事業者及び交通施設管理者の責務）

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（国民等の役割）

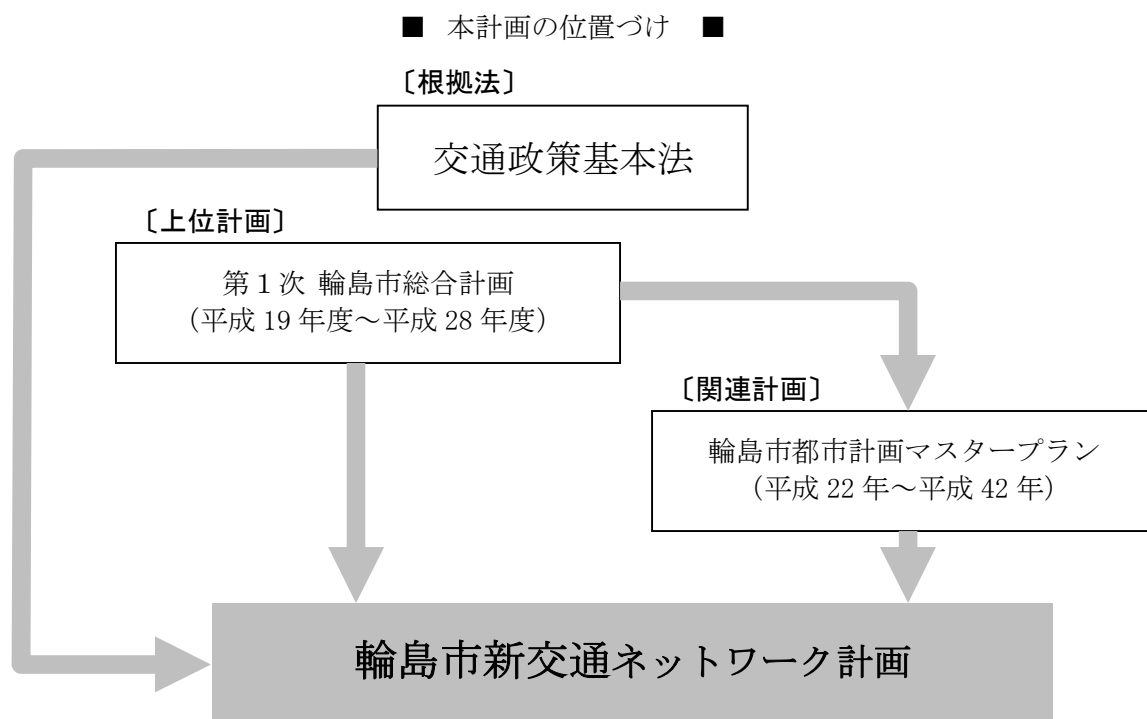
第十一条 国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

序-2 本計画の位置づけ

(1) 位置づけ

本計画の策定にあたっては、平成19年3月に策定された「第1次輪島市総合計画」を上位計画、「輪島市都市計画マスタープラン」(平成24年6月)を関連計画とし、本市のまちづくりにおける各種施策と連携し、「市民の生活の足」の観点からの主要施策を取りまとめます。

本計画は、交通政策基本法における「地方公共団体の責務」を踏まえ、本市の公共交通政策の望ましいあり方を取りまとめるとともに、今後の骨格となる路線バスや地域内交通の運行計画策定にあたって、基本となる考え方などの指針として位置付けられるものです。



※本計画は旧輪島市・門前町合併後の初の総合的な公共交通計画策定となる

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10年間とします。最初の5年を策定した施策の実施期間とし、残りの5年を見直し期間とします。

なお、計画の進捗状況や公共交通等を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、後半の5年に限らず柔軟に計画内容の見直しを行うこととします。

序-3 計画の全体構成

本計画の全体構成は、以下の通りです。

